平成２１年（フ）第２３７２５号
埼玉県春日部市大衾240―45
債務者　横川　友子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３７２６号
東京都練馬区小竹町１丁目69―16―201
債務者　石井惠美子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３７２７号
東京都江戸川区南葛西５丁目15―18―103
債務者　丹下　里子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３７２９号
東京都多摩市和田499―４―102
債務者　井田　俊也
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３７３３号
東京都八王子市片倉町806―５―201
債務者　齊藤　勝巳
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３７３５号
東京都小平市学園東町516―１―303
債務者　吉岡　敏彦
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３７３６号
東京都西東京市北原町２丁目12―５―102
債務者　田中　壽子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３７３８号
東京都練馬区南田中５丁目25―28―409
債務者　長嶺　善次
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３７４９号
千葉県習志野市泉町２丁目３―３―701
債務者　和田　晴美
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３７５０号
千葉県千葉市花見川区畑町1778―８
債務者　桑田　大輔
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３７５９号
大阪府大阪市北区大淀南３丁目９―２―704
債務者　山川　有希
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３７６１号
新潟県燕市井土巻４―228―103、住民票上の住所新潟県燕市小池577
債務者　熊谷　里枝
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３７６５号
埼玉県川口市大字東本郷1038―１―204
債務者　島津　貴子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３７６６号
北海道函館市東山３丁目36―３
債務者　八嶋　由美（旧姓大友）
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３７６７号
東京都世田谷区八幡山３丁目12―12―101
債務者　小石川博之
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３７６８号
埼玉県さいたま市見沼区大字中川53―１―201
債務者　広山　文道
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部